

## 後期高齢者医療制度の現況について

### 1 制度に対する議論の整理

論点	反対意見の内容	見直し等の内容
(1) 新たな負担	今まで世帯単位で徴収されていた保険料が個人単位になるので、高齢者自身が保険料を新たに負担。低所得の高齢者は厳しい。	軽減制度を強化し、世帯主の年収が168万円未満の場合は、均等割が9割から8.5割軽減されている。(県内では58%の高齢者がこの減額の対象)
(2) 保険料徴収の強引さ	保険料が年金から天引きされる。また、滞納すれば保険証が発行されず、医療費を一旦全額自己負担(後で返戻)することになる資格証明書が発行される。	年金が少額(年18万円未満)の場合は、原則として天引きされず、また、資格証明書は基本的に発行しないこととされている。保険料の滞納に関する相談等の機会を得るため、有効期限を6か月以内とする短期被保険者証を発行しているだけである。(372件)
(3) 年齢による差別	75歳以上の人のみに適用される診療報酬が設けられ、包括払い・かかりつけ医制度により、所属する保険制度にかかわらず、差別のない同じ内容の医療を受けられるという平等医療の原則に反する。	平成22年度の改正により、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系(包括払い・かかりつけ医)は廃止。 ※参考 「(制度)廃止といった頃が一番強い問題意識には、年齢による差別感が非常に広がったことがあった。それに対する運用の改善は相当努力してきた」 (H24.5.21 一体改革の衆議院特別委員会で野田総理答弁)

### 2 制度改革の方向性

#### (1) 社会保障制度改革国民会議における検討

社会保障制度改革推進法(平成24年8月10日成立、8月22日公布・施行)において、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」と規定される。(第6条第4項)

#### (2) 国民健康保険の広域化との共同歩調

高齢社会対策大綱(平成24年9月7日閣議決定)においては、「政府としては、同法(社会保障制度改革推進法)の規定に則し、高齢者医療制度の見直しを国民健康保険の広域化とともに進めていく」と明示される。

※参考

高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）抜粋

第2 分野別の基本的施策

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(4) 高齢者医療制度の改革

ア 高齢者医療制度の見直し

平成20年度から75歳以上の高齢者等を対象とする後期高齢者医療制度が施行されたが、よりよい制度を目指す観点から、平成22年12月、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議で制度の見直しについてとりまとめが行われ、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）では、このとりまとめ等を踏まえ、関係者の理解を得た上で、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しを行う旨等が盛り込まれた。

社会保障制度改革推進法では、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る」とされたところであり、政府としては、同法の規定に則し、高齢者医療制度の見直しを国民健康保険の広域化とともに進めていく。